

人的控除の差額表

- ・納税者本人の合計所得金額が2,500万円超の場合、市・県民税と所得税の所得控除額に差があっても調整控除の算出等の対象にはなりません。
- ・表中※印の金額は、調整控除の算出等に用いる金額であり、市・県民税と所得税の所得控除額の実際の差額とは一致しません。

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除

- ・配偶者の合計所得金額が55万円以上の場合、市・県民税と所得税の所得控除額に差があっても調整控除の算出等の対象にはならないため、掲載していません。

①納税者本人の合計所得金額が900万円以下の場合

人的控除の種類		所得控除額		人的控除額の差額
		市・県民税	所得税	
配偶者控除	一般	33万円	38万円	5万円
	老人	38万円	48万円	10万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超50万円未満	33万円	38万円	5万円
	50万円以上55万円未満	33万円	38万円	※3万円

②納税者本人の合計所得金額が900万円超950万円以下の場合

人的控除の種類		所得控除額		人的控除額の差額
		市・県民税	所得税	
配偶者控除	一般	22万円	26万円	4万円
	老人	26万円	32万円	6万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超50万円未満	22万円	26万円	4万円
	50万円以上55万円未満	22万円	26万円	※2万円

③納税者本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下の場合

人的控除の種類		所得控除額		人的控除額の差額
		市・県民税	所得税	
配偶者控除	一般	11万円	13万円	2万円
	老人	13万円	16万円	3万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超50万円未満	11万円	13万円	2万円
	50万円以上55万円未満	11万円	13万円	※1万円

(2) 上記以外の人的控除

人的控除の種類		所得控除額		人的控除額の差額
		市・県民税	所得税	
障害者控除	普通	26万円	27万円	1万円
	特別	30万円	40万円	10万円
	同居特別障害者	53万円	75万円	22万円
寡婦控除		26万円	27万円	1万円
ひとり親控除	父	30万円	35万円	※1万円
	母	30万円	35万円	5万円
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円
扶養控除	一般	33万円	38万円	5万円
	特定	45万円	63万円	18万円
	老人	38万円	48万円	10万円
	同居老親	45万円	58万円	13万円
基礎控除	納税者本人の合計所得金額 2,400万円以下	43万円	48万円	5万円
	2,400万円超2,450万円以下	29万円	32万円	※5万円
	2,450万円超2,500万円以下	15万円	16万円	※5万円